

項目	内容	
1.全般的事項	Q101	輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕・〔外国人訪問受入用〕・〔外国出張用〕における判定にあたっては、決裁が必要か？ それとも、部科校責任者(部科校長)に直接、依頼することでよいか？
	A101	起案書の起案とするかは、部科校の判断に任せますが、組織的な管理として、決裁又は輸出管理事前確認シートの供覧の上、部科校責任者の押印があることが望ましいと考えます。
	Q102	輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕・〔外国人訪問受入用〕・〔外国出張用〕における判定結果を受けての部科校責任者欄への押印は学部長印か？ 枠の大きさを考慮すると、私印なのか？
	A102	部科校責任者の私印でお願いいたします。
	Q103	輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕・〔外国人訪問受入用〕・〔外国出張用〕において、申請者に判定結果をどのように通知するのか？
	A103	部科校責任者印を押印した確認シートの写しを申請者に所管部署からお渡しください。原本につきましては、所管部署で保管願います。
2.輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕	Q201	輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕の設問2④「貨物の輸出に付随して提供される使用に係る技術であって必要最小限のもの」の取引に関し、必要最小限の判断は記入者の主観でよいか？
	A201	貿易外省令第9条第2項第十二号において、「必要最小限」の取引は「貨物等省令第5条に該当しない貨物と共に輸出され、かつ、当該貨物の操作のために必要最小限のもの」と解釈されます。なお、適用となるのは、輸出貿易管理令別表第一の6項貨物のうち、数値制御を行うことが出来る工作機械等ですので、6項以外の貨物の技術は考慮しなくても良いものと思われまます。
	Q202	輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕の「4事前確認事項」設問1①の「入手した文書等」とは、どのようなものなのか？
	A202	「入手した文書等」とは、記入の案件に関して既に得られている書類や情報のことを指します。
	Q203	輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕の「4事前確認事項」設問2(貨物)①において、不明の場合のチェックはどうするのか？
	A203	不明の場合は「いいえ」にチェックしてください。
3.輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕	Q301	受入予定指導教員が確認した結果、懸念対象の(1)懸念対象国、(2)大量破壊兵器関連の研究専攻及びそのおそれ、(3)その他軍事関連情報入手において、全て懸念がありませんでした。この場合でも、輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕を提出する必要があるのか？
	A301	全ての事項において、懸念が無い場合は、輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕の提出は不要です。この場合は、受入予定指導教員が本シートを保管してください。
	Q302	輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕とパスポート又は在留カードの写しを提出するとのことだが、「パスポート又は在留カードの写し」の提出を拒まれた場合は、どうするのか？
	A302	パスポート又は在留カードの写しの提出を拒まれた場合はその旨をシートの余白に記載願います。
	Q303	2 志願者情報において、①～⑪の設問において不明な場合はどうするのか？
	A303	不明の場合はその旨記入願います。
	Q304	輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕は、学部生も対象か？
	A304	輸出管理事前確認シート〔留学志願者用〕は、大学院生を対象としていますが、学部生であっても、受入予定指導教員が懸念を持った場合には、提出いただいでください。

項目	内容
	Q305 輸出管理事前確認シート[留学志願者用]による確認は、一般の大学院入試による外国籍学生の受入も同様か？
	A305 はい。同様に本シートによる確認をお願いいたします。
	Q306 輸出管理事前確認シート[留学志願者用]による確認が、事前に行えなかった。事後でも確認した方がよいか？
	A306 はい。事後になっても確認が必要です。ただし、合格通知後に懸念事項があった場合には、トラブルの原因になる場合があることから、合格通知前に確認をしてください。
	Q307 台湾の大学(本学部提携校)の学生から留学出願の相談を受けた場合は、事前確認シート[留学志願者用]と当該学生のパスポートの写しを受け、輸出管理部署(研究推進部)の該非判定を受けなければならないか？
	A307 大学院生であれば、お願いいたします。
	Q308 輸出管理事前確認シート[留学志願者用]においては、最後に判定欄がなく、「該非判定」の可否欄があり、「輸出管理部署にて記載」とされているが、本部にて判定するのか？
	A308 輸出管理部署である本部研究推進部にて判定しますので、輸出管理窓口である知財課にマニュアルに掲載の内申文例を参考に「輸出管理事前確認シート[留学志願者用]」を添付し、御内申ください。なお、内申の前に御相談ください。
4.輸出管理事前確認シート[外国人訪問受入用]	Q401 輸出管理事前確認シート[外国人訪問受入用]の受入人物の「2 出身国, 出身組織」設問③について、軍隊、警察(国境警備隊, 海上保安等を含む)、軍事関連企業等に所属しているかはどのようにしたら判るのか？
	A401 軍事関連企業等かどうかは、入手した文書等あるいは当該企業等のホームページ等で確認願います。なお、不明の場合は「いいえ」にチェック願います。
	Q402 輸出管理事前確認シート[外国人訪問受入用]において、来訪者の氏名を記述する個所がないのは、申請書等に添付することを考慮されていると考えるが、この考えでよいか？
	A402 本シートにおいて、関係書類の添付は求めていませんが、申請者と事務局とのやり取りの中で、受入人物の氏名が記載された何らかの書類があるとは想像します。しかしながら、このことから、受入人物の氏名を記載する欄がないということではなく、受入人物の出身国、出身組織の確認が要点であるため、受入人物の氏名を記載する欄は設けていないと解釈願います。
	Q403 輸出管理事前確認シート[外国人訪問受入用]において、日本国内で、学術交流として海外の研究者と接触する場合の考え方として、学会の場合は主催者が考慮し、個人的に接触する場合は個人の責任と考えるが、よろしいか？
	A403 学会の場合は、技術内容を公の場で発表することによって、公知になるため、例外適用とされています。従って、御指摘のとおり、公の場以外で、個人的に技術内容を伝えることは、例外適用とはならず、技術内容等の確認が必要となりますので、個人的に接触する場合は研究者個人の責任において、相手に供与する技術内容を見極める必要があります。
	Q404 輸出管理事前確認シート[外国人訪問受入用]において、受入人物種別(学生, 教育・研究者, その他)及び出身国, 出身組織が同一だった場合に、輸出管理事前確認シート[外国人訪問受入用]を1名ずつ作成することなく、1枚の本シートに訪問者一覧を添付することでよいのか？
	A404 受入人物の「種別」(学生, 教育・研究者, その他)及び「出身国, 出身組織」が同一であれば、御質問記載の方法で結構です。
	Q405 輸出管理事前確認シート[外国人訪問受入用]の「4 事前確認事項」設問4において、受入人物に不審な点があるか否かはどのように判断するのか？
	A405 不審か否かの判断は申請者における確認を踏まえた判断でかまいません。
	Q406 輸出管理事前確認シート[外国人訪問受入用]にある出身国について「出身国＝国籍のある国」と解してよいか？
	A406 はい。出身国＝国籍と解してください。

項目	内容
	<p>Q407 輸出管理事前確認シート(外国人訪問受入用)の「1受入人物」の「教育・研究者」について、本学部の研究員等には有給と無給が存在しており、有給については「本学で雇用(予定)」に、無給の場合には「その他の研究者(研究員)」と記載した方がよいか？ また、外部資金で来ている研究員等については、「招へい研究者」とすることでよいか？</p> <p>A407 ここでは、有給・無給に関わらず、実態として雇用契約があるのであれば、「本学で雇用(予定)」にチェックをしてください。「招聘研究者」は、招へいの手続きによる研究者、「その他の研究者」は、雇用契約がなく委嘱状で処理しているような研究者や招へいによらない研究者が該当し、括弧内に具体的に記入してください。</p> <p>Q408 本学部提携校である海外の大学(台湾)とは双方の教職員、学生の往復が頻繁であるが、1件ごとに外国人訪問受入れの判定を受けなければならないか？</p> <p>A408 同一目的で同一人物を受け入れる場合は、初回に輸出管理事前確認シート〔外国人訪問受入用〕にて判定を行っていただければ、次回以降の判定は、同一目的・同一人物である限り不要です。</p>
<p>5.輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕</p>	<p>Q501 輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕は、私的な旅行で本シート設問1において、③に該当する貨物を持ち出さず、設問2において、技術の提供を行わない場合でも提出するのか？</p> <p>A501 いいえ。私的な旅行で、貨物の持ち出しが無く、技術の提供も行わない場合は、本シートの提出は不要です。</p> <p>Q502 輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕において、携行するパソコンに研究データを保存し自己のみが使用する場合のチェックはどうするのか(持ち出すのはパソコンのみ)？</p> <p>A502 携行するパソコンに研究データを保存し自己のみが使用する場合は、設問1の②及び設問2の「技術の提供を行わない」の②の両方にチェック願います。</p> <p>Q503 輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕において、携行するパソコンに保存した研究データを学会等で発表(公知とする)する場合のチェックはどうするのか？</p> <p>A503 携行するパソコンに保存した研究データを学会等で発表(公知とする)する場合は、設問1の②及び設問2の「技術を提供する」の②の両方にチェック願います。</p> <p>Q504 輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕の設問3の②において、訪問先の組織が、軍隊・警察(国境警備隊、海上保安等を含む)又は軍事関連企業等であるか否かはどのようにしたら判るのか？</p> <p>A504 軍事関連企業等かどうかは入手した文書等あるいは当該企業等のホームページ等で確認願います。不明の場合は「いいえ」にチェック願います。</p> <p>Q505 教職員の海外派遣に関して部科校で取り扱うのは専任教職員海外派遣規程第2条に定める「第3種」に該当するもののみでよいか？</p> <p>A505 種別に関わらず、お取り扱いください。なお、今後運用を検討する予定であります。</p> <p>Q506 専任教員海外派遣規程により海外出張する場合において、本部に提出する書類に、輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕を添付する必要があるか？</p> <p>A506 本部提出書類に、輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕の添付は不要です。 なお、出張許可願等の出張手続関連書類と一緒に、輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕の提出が庶務課にあった場合は、研究事務課に本シートを回送し、研究事務課にて確認してください。</p> <p>Q507 学生の語学研修等、出張目的から明らかに技術の提供や貨物の輸出がないと思われる外国出張の場合でも事前確認シートを作成するのか？</p> <p>A507 目的に関わらず、作成願います。なお、今後運用を検討する予定であります。</p> <p>Q508 複数の学生がグループとして同一行程で海外に行く場合は、代表者又は引率者(1名)が輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕を提出すればよいか？</p> <p>A508 はい。引率教員等において輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕を提出する際、同行する学生等の名簿を添付してください。</p> <p>Q509 本学部提携校である海外の大学(台湾)とは双方の教職員、学生の往復が頻繁であるが、1件ごとに外国出張の判定を受けなければならないか？</p> <p>A509 同一目的で同一人物が海外出張する場合は、初回に輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕にて判定を行っていただければ、次回以降の判定は、同一目的・同一人物である限り不要です。</p>

項目	内容
Q510	ドイツの国際学会に参加するために外国出張する場合は、輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕を提出するが、共同発表者予定のアメリカ在住の研究者に発表データをメールで送る場合は、輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕の提出のみで足りるか？
A510	外国出張とは別途に技術を提供することとなりますので、輸出管理事前確認シート〔技術の提供、貨物の輸出用〕も御提出ください。
Q511	ドイツの国際学会に参加するために外国出張する場合は、輸出管理事前確認シート〔外国出張用〕を提出するが、学会発表用データと学会で発表しないデータを自己のみの使用でUSBで持ち出す。この場合、設問2のチェックは、どうするのか？
A511	御質問の場合は、ア.学会発表用データとイ.発表しない自己使用のデータに分けて考えます。まず、ア.学会発表用データについては、「技術を提供する」②(学会等での発表)にチェック、イ.発表しない自己使用のデータについては、「技術の提供を行わない」②(技術の自己使用のみ)にチェックしてください。一見、「技術の提供を行わない」と「技術を提供する」の両方にチェックが入ることに矛盾を感じるかもしれませんが、持ち出すデータの用途により、個別にチェックした結果であると御理解ください。
6.審査票	Q601 審査票において、「取引予定期間」を記載させるが、その取引期間内に、同一機種の器具を同じ相手に複数回送る場合には、1回の審査でよろしいか？それとも、その都度申請させたほうがよろしいか？ また、技術の提供で特に共同研究の場合に行うメールのやり取りについて、当該研究の契約期間もしくは取引審査における取引予定期間内であれば1回の審査という考え方でよろしいか？
A601	契約期間内・取引期間内であり、同一貨物を同一輸出先の同一受取人に対して、用途が同じであれば1回の審査で構いません。
Q602	「審査票」の「1. 技術の提供・貨物の輸出の概要」において「件名(内容)」は、どのように記入するのか？
A602	件名(内容)の記入に際しては、添付する事前確認シートとの整合性に配慮願います。なお、審査票には、事前確認シートを添付いただきます。
Q603	「審査票」の「1. 技術の提供・貨物の輸出の概要」において「該非判定(1~15項)」はどのように行うのか？
A603	「安全保障輸出管理手続きマニュアル」26ページ以降を参考に記入願います。
Q604	「審査票」の「1. 技術の提供・貨物の輸出の概要」において「契約先」は何を指すのか？
A604	技術の提供先又は貨物の輸出先の個人又は機関について記入願います。
Q605	「審査票」の「1. 技術の提供・貨物の輸出の概要」において「需要者又は利用者」は何を指すのか？
A605	技術の提供又は貨物を受ける個人について記入願います。 契約先と同じ場合は「同上」と記入願います。
Q606	「審査票」の「1. 技術の提供・貨物の輸出の概要」において「用途」は目的のことか？
A606	技術の提供又は貨物の輸出の目的に即して記入願います。
Q607	「審査票」の「1. 技術の提供・貨物の輸出の概要」において「取引経路」は何を記入するのか？
A607	「取引経路」の始点は審査票申請者(記載者)、終点は需要者又は利用者となりますとなりますが、途中で荷受人や仲介者等が介在する場合には、全ての取引関係者の審査が必要となる場合がありますので、全ての取引関係者を記入してください。
Q608	「審査票」の「1. 技術の提供・貨物の輸出の概要」において「契約予定」は何を記入するのか？
A608	「契約予定」には技術の提供又は貨物の輸出を合意する契約予定年月日を記入願います。 「取引予定期間」には技術を提供する契約期間又は貨物の輸出を行う期間を記入願います。 月日が未定の場合はその旨記入願います。